

令和 7 年 12 月 17 日
産業・人権環境常任委員会資料
産業観光部観光振興課

宇治市市営茶室条例の一部改正について

市営茶室につきまして、運営に係る経費や当日キャンセルが増加している現状を踏まえ、宇治市市営茶室条例の一部を下記のとおり改正します。

1. 条例の改正内容

(1) 使用料

- ・第 6 条第 1 項第 1 号および第 2 号に定める使用料を下表のとおり改正する。

種類	改正前	改正後
薄茶	1 服につき 1,000 円	1 服につき 1,500 円
煎茶	1 服につき 1,000 円	1 服につき 1,500 円
玉露	1 服につき 1,400 円	1 服につき 1,800 円
煎茶及び玉露	1 服ずつにつき 2,000 円	1 服ずつにつき 3,000 円
薄茶及び濃茶	1 服ずつにつき 3,000 円	1 服ずつにつき 4,000 円
お点前体験	1 回につき 2,400 円	1 回につき 3,600 円

(2) 使用料の返還

- ・第 6 条第 1 項において、使用料の事前納付の規定を追加する。
- ・使用料の返還を規定した第 7 条を改正し、返還条件を規則において定めることとし、事前申込期間内にキャンセルされた場合、使用料を返還するものとする。

事前申込期間

- | | |
|-------------------|---------------|
| 薄茶、煎茶、玉露 | … 3 月前から 1 日前 |
| 煎茶・玉露、薄茶・濃茶、お点前体験 | … 3 月前から 3 日前 |

2. 施行期日

周知期間を設けるため、令和 8 年 4 月 1 日とする。